

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 21 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330016

研究課題名(和文)「学校安全」の法制・取組検証に関する調査研究

研究課題名(英文)A study on the verification of legal and initiatives of "school safety"

## 研究代表者

橋本 恭宏 (HASHIMOTO, Yasuhiro)

日本大学・法務研究科・教授

研究者番号：30208467

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,600,000円

研究成果の概要(和文)：東日本大震災の発生を受けて、「学校安全」が課題となっている。そこで、学校保健安全法の施行状況と学校安全に関する取組について、アンケート調査を通じて全国的な実態を把握するとともに、学校安全を積極的に進める学校への訪問調査を通じて取組を把握した。アンケート調査結果では、「学校保健安全法」における「学校安全」に関する規定の周知状況は約85%だったことや、東日本大震災による被害は約20%あったことなどが明らかになった。そして、訪問調査では、立地的に問題のある学校においては防災面の取組で限界があること、また、学校における子どもの怪我防止のためには全校的な「安全教育」が必要であることなどが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In response to the occurrence of the Great East Japan Earthquake, "school safety" has become an issue. So, for initiatives related to safety enforcement situation and School Health and Safety Act in school, as well as to understand the national reality through a questionnaire survey, it was to understand the efforts through the visit survey to actively promote the school safety. In the questionnaire survey, well-known situation of provisions relating to "school safety" in the "School Health and Safety Act" is and that it was about 85%, and that the damage that was about 20% of the Great East Japan Earthquake was revealed. Then, visit the survey, that in the school that the location specific a problem there is a limit in the efforts of disaster prevention, also, such as whole school thing is necessary "safety education" for the sake of child injury prevention in schools has it been revealed.

研究分野：民法、教育法

キーワード：学校安全 安全教育 安全管理 学校防災 学校保健安全法

## 1. 研究開始当初の背景

「学校安全」に関しては、2001年の大阪教育大学附属池田小学校事件以降、教育学等の研究者を中心に「防犯」に焦点を当てた研究が展開されてきた。その点については、本研究の着想(申請)の原点である科学研究費補助金基盤研究B「学校の安全と安心を保障する体制・取組の国際比較研究」(2008-2010年度)において、「防犯」を含む「学校安全」に関する国内外の調査を通じてその現状と課題を明らかにしたところである。そして、先の科研費研究の成果をふまえ再検討をしたところ、特に以下の三点から継続的に研究する必要性が確認された。

第一は、2009年4月1日施行の学校保健安全法の履行・実施状況の検証である。同法は「学校保健法」の一部改正により、「学校安全」に関する規定が盛り込まれたものである。そこには、「学校安全」に関する国や自治体の責務の他、学校における校長の責務等が明らかにされ、一定の意義をもつものと評価できる。そのような同法は、教育現場の尽力により着実に履行・実施されれば、「学校安全」保障に一定の機能を果たすものと考えられる。先の科研費研究の調査は学校保健安全法の施行直前のものであり、本研究では同法施行から3年が経過する教育現場において、教育現場における同法の定着及び機能状況について、教育行政及び学校の実態と認識を明らかにするとともに、同法を含めた「学校安全」に関連する法制的課題を明らかにしたい。

第二は、学校の「防犯」に関する課題である。先の科研費研究で実施した「学校の安全・安心の取組に関する意識・実態調査研究アンケート」では、全国の公立小・中学校417校中12校で学校への不審者侵入事件が発生していること(調査時点2007年度)、また通学路等(地域)における子どもへの加害等の事件・事案は417校中94校で発生していることが明らかになっており、池田小事件以降も教育現場では「防犯」が継続的な課題となっていることが伺える。そこで、学校の「防犯」や「安全学習」について、学校種や地域の特色を考慮してより詳細に調査を実施する必要性が確認された。

第三は、学校の「防災」に関する課題である。これは、2011年3月11日の東日本大震災の発生を受けたものである。震災後、研究代表者と研究分担者は、小田原市教育委員会指導主事を招へいし教育委員会で取り組む防災対策、また研究分担者による岩手県陸前高田市を事例とした学校防災の課題をテーマとして研究会を開催し、学校の「防災」の現状と研究の重要性について代表者及び分担者で情報と意識を共有した。そこで、教育現場における防災の取組について合理性、実効性、適切性の観点から研究する必要性が確認された。

以上の通り、教育現場における同法の履行・

実施状況や、防犯や防災(減災)を含む「学校安全」に関する状況や課題の状況について究明することは、今後の「学校安全」保障において重要な示唆が得られるものと考ええる。以上が本研究の着想とそれに至った背景である。

## 2. 研究の目的

(1) 学校における「防犯」や「安全管理」「安全学習・教育」に関する実態及び課題を把握する。

(2) 教育現場における学校の「防災」に関する取組と課題を把握する。

(3) 学校保健安全法の教育現場における浸透(履行・実施)状況を把握する。

## 3. 研究の方法

(1) 「学校安全」の現状と課題について、先の科研調査の成果を整理するとともに、国内(訪問)調査や研究会の開催(講師招へい)等を通じて把握する。

(2) 全国の学校及び教育委員会を対象とする「学校安全」に関する実態・意識調査を実施し、結果を分析する。

## 4. 研究成果

### (1) アンケート調査

全国の公立小・中学校から無作為抽出した1867校(小学校943校、中学校924校)を対象にアンケート調査を実施した。有効回答数は744校(小学校356校、中学校387校)、回収率39.9%。

調査結果からは、「学校保健安全法」における「学校安全」に関する規定の周知状況は約85%だった。また、東日本大震災による被害は約20%あったことなどが明らかになった。また、学校保健安全法27条において学校に策定と実施義務が課されている「学校安全計画」については、小・中学校ともに約7割の学校が「学校保健計画とは別に学校安全計画を作成している」、この他の学校は「学校保健と合わせた計画を作成している」等と回答しており、学校保健安全法にもとづく法定義務についてはほぼ履行されていることが明らかになった。

具体的な取組状況について、まず学校の「防犯」面については、不審者侵入は小学校3校(0.8%)、中学校13校(3.4%)であった。そして、取組として「防犯カメラ」を設置しているのは小・中学校ともに約3割、警備員等が教育活動の時間帯に常駐しているのは小学校で13校(約3%)、中学校で4校(約1%)だった。

次に「防災」面については、小・中学校ともに約9割の学校が「地震」について懸念していることが明らかになった。また、課題としては、「避難所としての施設・設備が不十分である」(61.3%)、次いで、「学校施設の点検について専門的・技術的に心配である」(51.6%)、「学校以外の避難場所の確保が難

しい」(41.3%) こと等が確認された。具体的には施設・設備面については校舎そのものの老朽化や、非構造部材(ガラス、ロッカー等の備品)に対する耐震化が学校現場の課題として伺えた。これに加え、立地面について問題のある小・中学校が相当数ある実態があること、また、公立小・中学校のほぼ全てが大規模災害発生時の避難所や避難場所として設定されている中で、避難所もしくは避難場所としての施設・設備面と備品面(防災備蓄倉庫の備品)で課題があること等が確認された。また、避難所運営の開設・運営については、教職員による対応は困難なこと、行政との連携が不十分(行政と学校との災害時の役割分担が不明確)であること、保護者や地域との連携が不十分(避難所運営組織が不十分)であること等が課題として確認された。

## (2) 訪問調査

訪問調査については、主に以下の通り実施した。

まず、学校防災の観点から、三重県・明和町立大淀小学校に訪問調査を実施した。同校は沿岸地域より数十メートルに立地しており、東海地震等による津波被害が想定されている学校である。この学校の取組は、周囲に高台がないため、大地震発生時には校舎以外に避難することが困難であるため、校舎屋上を最終的な避難場所とする整備を行ったこと(屋上への階段整備、津波に流されないようにロープを設置等)や、全児童に対してライフジャケットを配布したこと、さらに校舎3階部分に地域の協力を得ながら防災用の備蓄倉庫を整備したこと等があげられる。この訪問調査を通じて、防災面で立地上、問題のある場合には、学校のみによる取組だけでは限界があること等が明らかになり、周囲に地理的に適当な避難場所のない学校については、校舎移転や校舎の高層化を含めて、教育行政がより学校の防災強化を図っていく必要性が確認された。

次に、学校における事故防止の観点から「安全教育(安全学習)」に積極的に取り組み、WHO(世界保健機関)によるISS(International Safety School)の認証に向けて取り組んでいる京都府・亀岡市立曾我部小学校への訪問調査を実施した。同校は、全校をあげて「安全教育」に取り組んでいる。具体的には、校舎の至る所に「安全」に関する書籍や掲示物等を展示することを通して、子どもの安全学習と意識の向上に取り組んでいる。なかでも、子どもの安全意識を高めるために、自身が怪我をした校舎内の箇所について校舎マップにシールを貼ったり、さらに、それを児童会活動の保健委員会で子どもが分析したりすること等を通じて、子どもが自身の安全を守るための知識や態度を培う取組が行われていた。なお、このような取組の成果は実際の怪我の予防にもつながっていること等が確認された。

学校への訪問調査を通じて、学校における子どもの事故防止のためには、全校的な「安全教育」が必要であり、そのような取組は子どもの怪我の防止に成果があることなどが明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

①堀井雅道『『いじめ防止対策推進法』の立法意義と課題：いじめに関する法政策の形成過程』『国士館人文学』47号、2015年

②柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメント：何が教育法学に求められているのか」『季刊教育法』184号、2015年

③橋本恭宏「いじめとその裁判例：裁判所は、いじめをどうみているのか?」『日本教育法学会年報』43号、2014年

④船木正文「アメリカ合衆国における『学校から刑務所へのパイプライン』とゼロ・トレランスの代替的施策」『大東文化大学紀要・社会科学』52号、2014年

⑤橋本恭宏「定点観測 今期の学校事故裁判例：紹介と若干のコメント：平成22年9月より平成25年2月」『季刊教育法』177号、2013年

⑥船木正文「修復的司法の実践と教育的意義：ニューヨーク市の模索」『共生と修復』3号、2013年

⑦堀井雅道「東日本大震災の教訓化に向けた『学校安全』の課題」『日本教育法学会年報』42号、2013年

⑧森 浩寿「武道必修化と学校事故」『日本教育法学会年報』42号、2013年

⑨堀井雅道「学校における事故等の再発防止に向けた原因究明システムのあり方と制度的課題」『子どもの権利研究』23号、2013年

⑩船木正文「ゼロ・トレランスは生徒の問題行動の抑制と規範意識の向上をもたらすか」『高校生活指導』192号、2012年

[学会発表](計3件)

①橋本恭宏「いじめとその裁判例：裁判所は、いじめをどうみているのか?」日本教育法学会第43回定期総会公開シンポジウム、2013年5月26日、早稲田大学

②堀井雅道「東日本大震災の教訓化に向けた『学校安全』の課題」、日本教育法学第42回定期総会第3分科会、2012年5月26日、埼玉大学

③森 浩寿「武道必修化と学校事故」、日本教育法学第42回定期総会第2分科会、2012年5月26日、埼玉大学

[図書](計1件)

①喜多明人、エイデル研究所、『子どもの権利 次世代につなぐ』、2015年、364

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

橋本恭宏 (HASHIMOTO, Yasuhiro)

(日本大学・法務研究科・教授)

研究者番号：3028467

### (2) 研究分担者

安達和志 (ADACHI, Kazushi)

(神奈川大学・その他の研究科・教授)

研究者番号：10409906

喜多明人 (KITA, Akito)

(早稲田大学・文学学術院・教授)

研究者番号：70147932

船木正文 (FUNAKI, Masafumi)

(大東文化大学・文学部・准教授)

研究者番号：60190120

堀井雅道 (HORII, Masamichi)

(国土館大学・文学部・講師)

研究者番号：30507869

森 浩寿 (MORI, Hirohisa)

(大東文化大学・スポーツ健康科学部・教授)

研究者番号：20433865

柳本祐加子 (YANAGIMOTO, Yukako)

(中京大学・法務研究科・教授)

研究者番号：10247489

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：